

平成 25 年度決算に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率

山・川・海
自然が 人が 元気です
四万十町



平成26年9月
高知県四万十町

平成 25 年度決算に基づく「健全化判断比率」「資金不足比率」の公表について

高知県四万十町

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」の規定により、平成 25 年度決算に基づく「①実質赤字比率」、「②連結実質赤字比率」、「③実質公債費比率」及び「④将来負担比率」の 4 指標（健全化判断比率）並びに公営企業会計に係る「⑤資金不足比率」を算定し、監査委員の審査を受けその意見を付けて議会へ報告しましたので、概要を公表いたします。

1 算定結果（概要）

（1）総 括

本町における「健全化判断比率（4 指標）」及び「資金不足比率」は、いずれも財政健全化法の基準である早期（経営）健全化基準を下回っており、現時点では適正な水準にあると言えます。

しかし、依然として高い公債費負担の状況などまだまだ改善すべき点があり、町総合振興計画や中期財政計画等に基づき、引き続き健全な財政運営に努めていきます。

（2）健全化判断比率

平成 26 年度に算定した「平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率」については下表のとおりとなり、いずれの指標についても早期健全化基準を下回りました。

指 標	四 万 十 町		早期健全化 基 準	財 政 再 生 基 準	
	25 年度決算	24 年度決算			
健全化判断比率	① 実質赤字比率	— (△4.60) %	— (△5.22) %	13.49 %	20.00 %
	② 連結実質赤字比率	— (△9.14) %	— (△9.57) %	18.49 %	30.00 %
	③ 実質公債費比率	9.7 %	10.4 %	25.0 %	35.0 %
	④ 将来負担比率	31.2 %	33.2 %	350.0 %	

※1 ①実質赤字額及び②連結実質赤字額がないため「—」で表示しています。

※2 参考として、黒字比率を下段（ ）書きに△で表示しています。

（3）資金不足比率

平成 26 年度に算定した「平成 25 年度決算に基づく資金不足比率」については、資金不足を生じた公営企業（会計）がないため、算定されませんでした。

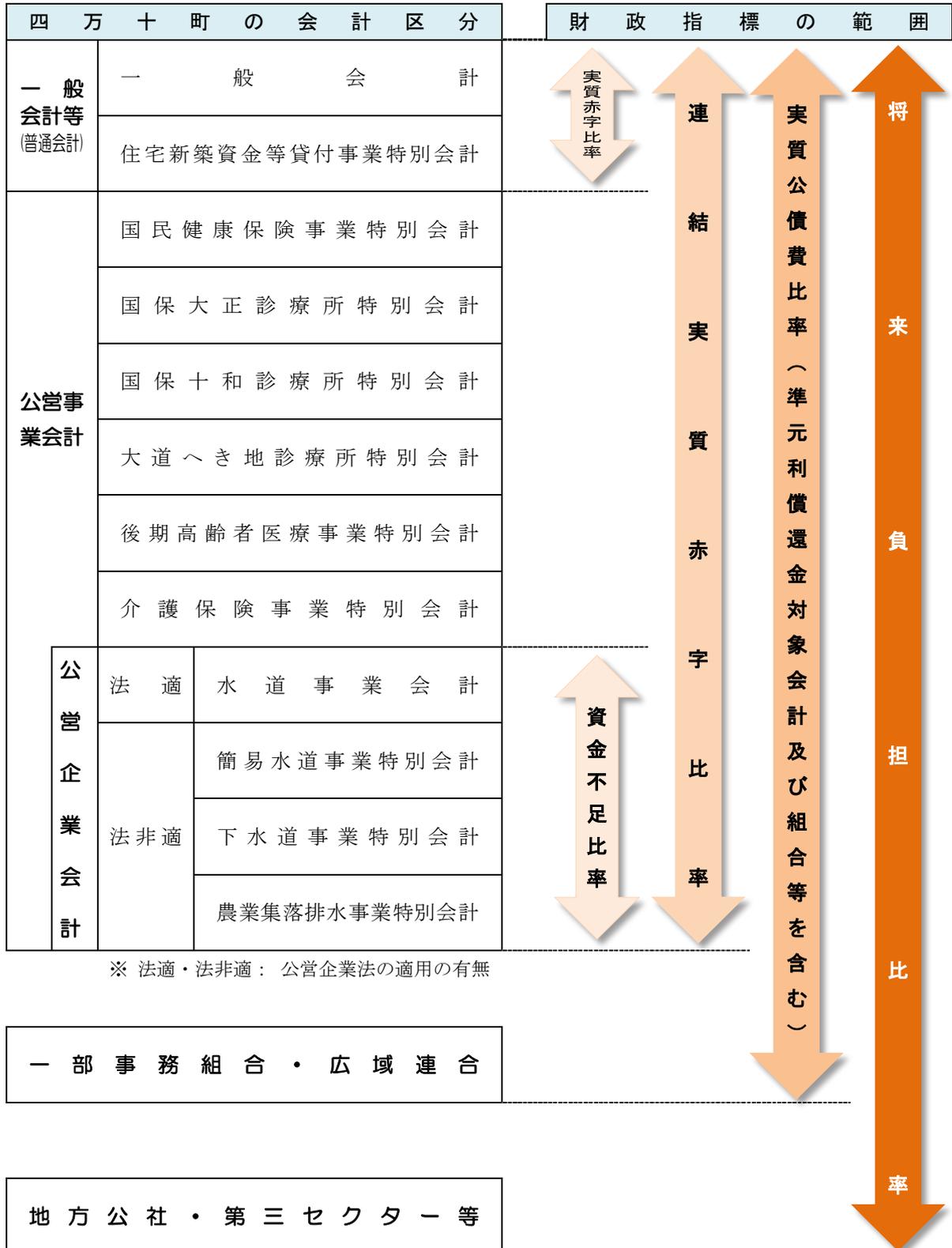
指標	公 営 企 業 会 計 名	四 万 十 町		経営健全化 基 準
		25 年度決算	24 年度決算	
⑤ 資金不足比率	水道事業会計	— %	— %	20.00 %
	簡易水道事業特別会計	— %	— %	
	下水道事業特別会計	— %	— %	
	農業集落排水事業特別会計	— %	— %	

※3 資金不足額がないため「—」で表示しています。

2 財政指標の対象会計範囲（イメージ）

各指標の算定の対象となる四万十町の会計区分等は次のとおりです。

従来の普通会計だけでなく、公営企業を含む全ての特別会計や一部事務組合、第三セクター等についても指標の対象となり、資金収支（フロー指標）とともに資産・負債（ストック指標）についても健全性が強く求められ、常に4指標等の健全性を維持することが優先されます。



3 指標別算定内容

(1) 平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率

① 実質赤字比率

… 一般会計等（本町の場合、一般会計と住宅新築資金等貸付事業特別会計）の実質収支額の合計が赤字となった場合の、標準財政規模（※4）に対する赤字額の割合です。

【算式】 ① 実質赤字比率 = $\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模（※4）}}$

■ 一般会計等（普通会計）の実質収支額

単位：千円

会 計 名	歳入総額	歳出総額	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支額
一 般 会 計	19,219,561	18,592,381	206,390	420,790
住宅新築資金等貸付事業特別会計	37,718	37,718	0	0
計	19,257,279	18,630,099	206,390	420,790

■ 算定結果

$$\text{① 実質赤字比率} = \frac{420,790 \text{ 千円}}{9,138,427 \text{ 千円}} = \Delta 4.60\%$$

[実質収支が黒字の場合は負の値(Δ)で表示]

※4 標準財政規模 = 標準税収入 + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額 = 9,138,427 千円
[平成 25 年度]

< 実質赤字比率の算定結果 >

いずれの会計も赤字はなく、比率は算定されていません。※実質収支が黒字のため負の値(Δ)で表示

< 参考 > 実質収支イメージ図

歳入総額 (A)	
歳出総額 (B)	形式収支 (C) = (A) - (B)
	翌年度に繰り越すべき財源 (D)
	実質収支額 (E) = (C) - (D)

② 連結実質赤字比率

… 一般会計等と特別会計の実質収支額及び公営企業会計の資金剰余（不足）額の合計（＝連結）が赤字となった場合の標準財政規模に対する赤字額の割合です。

【算式】 ② 連結実質赤字比率 = $\frac{\text{連結実質赤字額（※5）}}{\text{標準財政規模}}$

■ 一般会計等（普通会計）及び特別会計の実質収支額

■ 公営企業会計の資金剰余（不足）額

単位：千円

会 計 名	歳入総額	歳出総額	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支額
一 般 会 計	19,219,561	18,592,381	206,390	420,790
住宅新築資金等貸付事業特別会計	37,718	37,718	0	0
国民健康保険事業特別会計	2,746,822	2,713,149	0	33,673
国保大正診療所特別会計	323,404	323,032	0	372
国保十和診療所特別会計	132,291	126,839	0	5,452
大道へき地診療所特別会計	10,408	10,118	0	290
後期高齢者医療事業特別会計	284,551	283,348	0	1,203
介護保険事業特別会計	2,519,285	2,477,284	0	42,001
公営企業会計				
簡易水道事業特別会計	907,236	907,236	0	0
下水道事業特別会計	70,854	70,854	0	0
農業集落排水事業特別会計	27,849	27,849	0	0
水道事業会計	(流動資産) 337,164	(流動負債) 5,549	0	(剰余額) 331,615
計				835,396

※5 連結実質赤字額 = 各会計の実質収支額の合計
(公営企業会計にあたっては資金不足・剰余額)

■ 算定結果

$$\text{② 連結実質赤字比率} = \frac{835,396 \text{ 千円}}{9,138,427 \text{ 千円}} = \Delta 9.14\%$$

[連結実質収支が黒字の場合は負の値(Δ)で表示]

※4 標準財政規模 = 標準税収入 + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額 = 9,138,427 千円
[平成 25 年度]

＜ 連結実質赤字比率の算定結果 ＞

いずれの会計も赤字はなく、比率は算定されていません。※連結実質収支が黒字のため負の値(Δ)で表示

③ 実質公債費比率

… 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合（3カ年平均）です。

公営企業の公債費に対する一般会計等からの繰出金や、一部事務組合の公債費に対する負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなども含まれます。

$$\left(\begin{array}{c} \text{地方債の元利償還金} \\ \text{(A)} \\ + \\ \text{準元利償還金} \\ \text{(B)} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{元利償還金に充てた特定財源} \\ \text{(C)} \\ + \\ \text{普通交付税のうち基準財政需要額に算} \\ \text{入された元利償還金及び準元利償還金} \\ \text{(D)} \end{array} \right)$$

【算式】 ③ 実質公債費比率 = $\frac{\text{地方債の元利償還金(A) + 準元利償還金(B)}{\text{標準財政規模(※4) - 普通交付税のうち基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金(D)}}$ (3カ年平均)

A = 一般会計等（普通会計）の地方債の元利償還金 ※繰上償還を除く

[一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計]

B = 準元利償還金（地方債の元利償還金に準ずるもののうち、次のイ～ニまでの合計額）

イ. 一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てられたもの

[国保大正診療所、国保十和診療所、簡易水道、下水道、農業集落排水事業、水道事業]

ロ. 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てられたもの

[高幡消防組合、高幡障害者支援施設組合]

ハ. 債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの

[緑資源幹線林道開設事業(償還金)助成金]

ニ. 一時借入金の利子 ※繰替運用を除く

[繰替運用分を除いた金融機関等への支払利子]

C = 元利償還金に充てた特定財源

[公営住宅使用料、地域総合整備資金貸付金収入、住宅新築資金等貸付事業償還推進県補助金及び貸付金元利収入、立木売却収入など]

D = 普通交付税のうち基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金

[災害復旧事業等、事業費補正及び密度補正により算入された公債費]

A	元利償還金	平 23	平 24	平 25
	地方債の元利償還金	2,287,349	2,193,317	2,321,662

+

C	特定財源	平 23	平 24	平 25
	元利償還金に充てた特定財源	88,275	96,691	101,783

+

B	準元利償還金	平 23	平 24	平 25
	イ 繰出金のうち公営企業債の償還に充てられたもの	255,417	242,548	263,346
	ロ 組合が起こした地方債の償還に充てられたもの	1,476	2,793	2,786
	ハ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	57,305	3,685	4,458
	ニ 一時借入金の子子	101	0	682
	計	314,299	249,026	271,272

—

D	交付税算入額	平 23	平 24	平 25
	元利償還金に係る交付税算入額	1,607,872	1,568,563	1,705,850
	準元利償還金に係る交付税算入額	121,359	121,365	117,341
	計	1,729,231	1,689,928	1,823,191

■ 分子

標準財政規模	平 23	平 24	平 25
標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)	8,814,546	9,045,589	9,138,427

分母 ■

D	交付税算入額	平 23	平 24	平 25
	元利償還金に係る交付税算入額	1,607,872	1,568,563	1,705,850
	準元利償還金に係る交付税算入額	121,359	121,365	117,341
	計	1,729,231	1,689,928	1,823,191

■ 算定結果

単位：千円

区 分	単 年 度		
	平 23	平 24	平 25
分 子 計	784,142	655,724	667,960
分 母 計	7,085,315	7,355,661	7,315,236

実質公債費比率(単年度)	11.0 %	8.9 %	9.1 %
--------------	--------	-------	-------

③ 実質公債費比率 = 9.7 %
(3ヵ年平均)

※小数点第2位
以下切り捨て

＜ 実質公債費(3ヵ年平均)の増減要因 ＞

単年度では、元利及び準元利償還金の増加等により分子が増加する一方で、交付税算入額の増加額が標準財政規模の増加額を上回ったことにより分母が減少したため、平成25年度の単年度比率は前年度から0.2ポイント増加しましたが、3ヵ年平均では、平成22年度の比率が算定の基礎から外れたため、前年度から0.7ポイント減少し9.7%となりました。

現時点では適正な水準ですが、今後も地方債残高の推移や公債費の動向に十分注視し、高水準である公債費の抑制に努める必要があります。

＜ 参考 ＞ 実質公債費比率の推移

単位：%

	平 17	平 18	平 19	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24	平 25
単 年 度	14.4	18.3	17.9	16.4	14.2	11.4	11.0	8.9	9.1
3ヵ年平均			16.8	17.5	16.1	14.0	12.2	10.4	9.7

④ 将来負担比率

… 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合です。

将来負担額 (A)		充当可能財源等 Ⅱ
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> イ、一般会計等の地方債残高 ロ、債務負担行為支出予定額 ハ、公営企業債等繰入見込額 ニ、組合負担等見込額 ホ、退職手当負担見込額 ヘ、設立法人負債額等負担見込額 ト、連結実質赤字額 チ、組合連結実質赤字額負担見込額 </div>	—	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> 充当可能基金 (B) + 充当可能特定財源 (C) + 基準財政需要額算入見込額 (D) </div>

【算式】 ④ 将来負担比率 =
$$\frac{\text{将来負担額 (A)}}{\text{標準財政規模 (※4)} - \text{算入公債費等の額 (E)}}$$

A = 将来負担額（イ～チまでの合計額）

- イ、一般会計等（普通会計）の当該年度末における地方債残高
[一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計]
- ロ、債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費＝元金償還に係るもの）
[緑資源幹線林道開設事業（償還金）助成金]
- ハ、一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる負担見込額（特別会計への繰出金）
[国保大正診療所、国保十和診療所、簡易水道、下水道、農業集落排水事業、水道事業会計の年度末地方債残高に対する繰出金]
- ニ、一部事務組合等が起こした地方債の元金償還に係る負担等見込額
[高幡消防組合及び高幡障害者支援施設組合の地方債残高に対する負担見込額]
- ホ、年度末における全職員に対する退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額
[一般会計等対象職員数＝特別職3人＋一般職238人＝241人に対する退職支給予定額]
- ヘ、町が出資等を行っている法人等の債務に対する一般会計等の負担見込額
[四万十町森林組合が農林公庫から借り入れ、林道開設組合に対して転貸している林道資金に対する損失補償額（平成26年度以降に係る元金償還金分）]
- ト、連結実質赤字額 … 赤字額なし（「②連結実質赤字比率」参照）
- チ、一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等の負担見込額
[高幡消防組合、こうち人づくり広域連合、県広域食肉センター事務組合、県市町村総合事務組合、高幡広域市町村圏事務組合、高幡障害者支援施設組合、高幡西部特別養護老人ホーム組合、県後期高齢者医療広域連合]

B = 地方債の償還額等に充当可能な基金残高（現金・預金のみ）

[合併特例債まちづくり基金、過疎地域自立促進産業振興基金を除く充当可能基金の年度末残高]

C = 地方債の償還額等に充当可能な特定財源見込額

[平成26年度以降の地方債償還額に充当可能な公営住宅使用料、地域総合整備資金貸付金償還金、住宅新築資金等貸付金償還金、立木売払収入、施設利用収入等の見込額]

D = 地方債残高に対する基準財政需要額算入見込額（普通交付税算入見込額）

[年度末地方債残高における災害復旧事業等により普通交付税に算入される公債費の見込額]

E = 算入公債費等の額（普通交付税のうち基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金）

[平成25年度の普通交付税に算入された地方債の元利償還金及び準元利償還金]

充当可能財源等

将来負担額			
A	イ	一般会計等の地方債残高	21,766,321
	ロ	債務負担行為支出予定額	18,844
	ハ	公営企業債等繰入見込額	3,009,837
	ニ	組合負担等見込額	17,778
	ホ	退職手当負担見込額	2,505,733
	ヘ	設立法人負債額等負担見込額	23
	ト	連結実質赤字額	0
	チ	組合連結実質赤字額負担見込額	0
	計		27,318,536

充当可能財源等		
B	充当可能基金	
	地方債の償還額等に充当可能な基金残高	6,430,716
+		
C	充当可能特定財源	
	地方債の償還額等に充当可能な特定財源見込額	658,291
+		
D	基準財政需要額算入見込額	
	地方債残高に対する普通交付税算入額	17,944,221

■ 分子

標準財政規模	
標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）	9,138,427

分母 ■

算入公債費等の額	
元利償還金に係る交付税算入額	1,705,850
準元利償還金に係る交付税算入額	117,341
計	1,823,191

■ 算定結果

単位：千円

分子	計	2,285,308
分母	計	7,315,236

||

④ 将来負担比率 = 31.2%

※小数点第2位以下切り捨て

＜ 将来負担比率の増減要因 ＞

将来負担比率の増減要因の一つである地方債残高が増加したものの、退職手当負担見込額の減少や、充当可能財源である充当可能基金の増加等により分子が減少するとともに、算入公債費等の額の増加額が標準財政規模の増加額を上回ったことにより、分母についても減少したが、「分子の減少率」が「分母の減少率」を上回ったため、前年度から2.0ポイント減少の31.2%となりました。

現時点では財政健全化基準以内であり、適正な水準にあると判断できます。

＜ 参考 ＞ 将来負担比率の推移

単位：%

平 19	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24	平 25
77.8	80.1	73.7	54.8	48.1	33.2	31.2

(2) 平成 25 年度決算に基づく資金不足比率

⑤ 資金不足比率 … 公営企業会計ごとの資金不足額が、事業の規模に対してどの程度あるかを示す割合です。

【算式】 ⑤ 資金不足比率 = $\frac{\text{資金不足額 (A)}}{\text{事業規模 (B)}}$

A = 資金不足額

法適用企業会計
 (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるため起こした地方債の現在高 - 流動負債) - 解消可能資金不足額

法非適用企業会計
 (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費以外の経費の財源に充てるため起こした地方債の現在高) - 解消可能資金不足額

B = 事業規模

法適用企業会計
 営業収益 - 受託工事収益の額

法非適用企業会計
 営業収益に相当する収入額 - 受託工事収益に相当する収入額

■ 資金不足(剰余)額 単位：千円

区分	会計名	流動資産	流動負債	資金剰余額
法適用企業	水道事業会計	337,164	— 5,549	= 331,615

区分	会計名	歳入	歳出	翌年度繰越額	資金剰余額
法非適用企業	簡易水道事業特別会計	907,236	— 907,236	— 0	= 0
	下水道事業特別会計	70,854	— 70,854	— 0	= 0
	農業集落排水事業特別会計	27,849	— 27,849	— 0	= 0

■ 算定結果

⑤ 資金不足比率 = $\frac{\text{資金不足(剰余)額}}{\text{事業規模}}$ = なし
 [資金不足がないため比率は算定されません]

< 資金不足比率の算定結果 >

いずれの公営企業(会計)も資金不足はなく、比率は算定されていません。

4 財公用語説明

(1) 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」とは …

健全化判断比率（又は資金不足比率）とは、地方公共団体における財政の健全性を示す基準の一つで、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、必要に応じて早期に是正を行うことにより、地方公共団体の財政破綻などを未然に防ぐことを目的としています。

各指標には、財政規模などによって「早期健全化基準（経営健全化基準）」と「財政再生基準」といった基準が定められており、健全化判断比率のいずれかが「早期健全化基準」以上となった場合、または資金不足比率が「経営健全化基準」以上となった場合は財政健全化計画を策定し、健全化に向けて計画的に取り組まなければなりません。また、健全化判断比率のいずれかが「財政再生基準」以上となった場合は、いわゆる赤字再建団体となり、財政再生計画を策定し、国等の関与による確実な再生が求められることとなります。

※各指標とも、数値が低い（又は算定されない）ほど、財政状況が健全であることを示しています。

(2) 四万十町の会計等について

一般会計等	地方公共団体の中心的なサービスを行う「一般会計」と「住宅新築資金等貸付事業特別会計」をあわせて『一般会計等』と呼んでいます。普通会計とも呼ばれています。
特別会計	特定の事業を行う場合に、特定の収入等をその事業の経費に充当することを明確にするため、一般会計から切り離して設けられた会計のことで、本町では国民健康保険、大正診療所、十和診療所、大道へき地診療所、後期高齢者医療、介護保険の6会計です。
公営企業会計	地方公営企業法に定められた水道事業など、企業として経営する独立採算的な事業会計のことで、本町では水道、簡易水道、下水道、農業集落排水事業の4会計です。

(3) 健全化判断比率（4指標）及び資金不足比率について

健全化判断比率	① 実質赤字比率	「一般会計等」を対象とした実質赤字額の標準財政規模（※4）に対する比率で、赤字が生じた場合は早期の解消を図る必要があります。
	② 連結実質赤字比率	特別会計や公営企業会計を含む町の全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足）の標準財政規模（※4）に対する比率で、赤字が生じた場合、問題のある会計の赤字解消を図る必要があります。
	③ 実質公債費比率	一般会計等が負担する借金（元利償還金等）返済額の標準財政規模（※4）に対する比率であり、この指標が18%を超えると地方債の許可が必要となり、25%を超えると一部の地方債発行が制限されます。
	④ 将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模（※4）に対する比率であり、これらの負債が将来、町の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標です。この指標では、町の全会計はもちろん、一部事務組合や第三セクターまでを含めた将来返済すべき実質的な負債（地方債残高、債務負担行為支出予定額、退職手当見込額など）が対象となります。
	⑤ 資金不足比率	公営企業ごとに事業規模に対する資金不足の状況を示した指標で、資金不足が発生すれば、早期の改善計画を策定する必要があります。

※4 「標準財政規模」とは … 人口・面積等から算定される当該団体の標準的な一般財源の規模

(4) 各指標の基準について

早期健全化基準	健全化判断比率（①から④の比率）のうち、いずれかが早期健全化基準以上（イエローカード）となった場合は、議会の議決を経て財政健全化計画を定め、自主的な改善努力による財政健全化が求められます。
財政再生基準	健全化判断比率（①から④の比率）のうち、いずれかが財政再生基準以上（レッドカード）となった場合は、いわゆる赤字再建団体となり、議会の議決を経て財政再生計画を定め、国等の関与による確実な再生が求められます。
経営健全化基準	資金不足比率⑤が経営健全化基準以上となった場合は、議会の議決を経て経営健全化計画を定め、自主的な改善努力による経営健全化が求められます。